

健康診断等助成要綱

公益社団法人熊本県トラック協会
平成14年3月27日制定
平成15年3月28日一部改正
平成16年3月26日一部改正
平成17年3月29日一部改正
平成18年3月28日一部改正
平成19年3月29日一部改正
平成20年3月17日一部改正
平成24年3月27日一部改正
平成25年3月22日一部改正
平成26年3月19日一部改正
平成27年3月20日一部改正
平成28年3月18日一部改正
平成29年3月12日一部改正
平成30年3月20日一部改正
令和4年1月28日一部改正

(目的)

第1条

公共の道路を利用し、日夜輸送サービスに従事するトラックドライバーの健康の維持及び運転中における突発性運転不能障害を引き起こす可能性が高い疾患を予防するため、生活習慣病予防健診、一般健診、特定業務従事者（夜間従事者に限る。以下同じ）健診及び突発性運転不能障害疾患検査（以下「健康診断等」という。）の一部を助成し、健康の増進と交通事故防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

突発性運転不能障害疾患とは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 脳疾患

①脳内出血 ②くも膜下出血 ③脳梗塞 ④一過性脳虚血発作

(2) 心臓・血管疾患

①心筋梗塞 ②狭心症 ③不整脈 ④弁膜症 ⑤心不全 ⑥解離性大動脈瘤

(助成対象者)

第3条

助成対象者は、公益社団法人熊本県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業所に在籍する運転者のうち、受診の時点において社会保険に加入している者とする。

また、申請数の上限については、前年度9月末の協会費の車両割りの台数（以下、車両台数）をもとに、県内営業所において、Gマークを取得している事業者については車両台数の1.2倍（小数点以下切捨て）、Gマークを取得している事業者以外は、車両台数の1.1倍（小数点以下切捨て）の人数を上限とする。

(助成額)

第4条

生活習慣病予防健診、一般健診に係る助成は、当該年度内1人1回とし、助成額は2,000円とする。

- 2 Gマーク取得事業者については、前項に定める健診のほか、特定業務従事者健診に係る助成を行うことができるものとし、助成額は1,000円とする。
- 3 脳疾患（以下「脳ドック」という。）または心臓・血管疾患（以下「心臓ドック」という。）検査に係る助成は、検査医療機関において、「脳ドック検査」（MRI検査を含むもの）、「心臓ドック検査」の項目を受診した者に行うものとし、助成額は当該年度内1人当たり5,000円を上限とする。
- 4 前記1、2、3項において健診料が助成額を下回る場合は、その下回った金額とする。

5

(助成対象検査医療機関)

第5条

生活習慣病予防健診、一般健診、特定業務従事者健診、脳ドック検査及び心臓ドック検査の一部助成は、当該健康診断等が実施可能な医療機関において行った場合を対象とする。

(申請期間等)

第6条

4月1日から2月末日までに健康診断等を終了し、3月10日までに、「健康診断等助成申請書」（以下「申請書」（様式1）という。）を協会に提出するものとする。

(申請書の提出)

第7条

会員事業所の代表者は、健康診断等を終了したのち、すみやかに申請書に基づき協会に提出するものとする。

- 2 申請書には、健康診断等受診者名簿兼在職証明書（様式2）及び健康診断等の内容が確認できる書類（医療機関発行の請求書または領収書の写し等）を添付するものとする。
- 3 Gマーク取得事業所の特定業務従事者健診の申請については、所定の書類に加えGマーク認定証の写しを添付するものとする。

(助成金の支払)

第8条

助成金は、申請書を提出後、概ね1ヶ月以内に支払うものとする。

- 2 振込み手数料は協会負担とする。ただし、申請書の誤記等事業所の責により発生した再送金料等については事業所負担とする。

(予算等)

第9条

この助成は、一般会計及び交付金会計の年度予算の範囲内で、申込み順に行うものとする。

(その他)

第10条

本要綱に定めのない事項が発生した場合、協会が別にこれを定める。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。